

改正 令和5年4月19日

西播建設業組合 資格取得等助成要綱

(目的)

第 1 この要綱は、職務を遂行する上で必要な専門的な資格を取得等するため、試験を受験し又は講習会を受講する(以下「受験等」という。)西播建設業組合の組合員(以下「組合員」という。)に対し、資格取得等助成金(以下「助成金」という。)を助成することにより、組合員の自己啓発への意欲を喚起し、その資質の向上を図り、もって建設業界の資質の向上に資することを目的とする。

(対象者)

第 2 助成の対象者は、受験等を実施する期間中、組合員である者とする。ただし、組合長が執行部会に諮り特別に認めた場合は、この限りでない。

(対象資格等)

第 3 助成金の対象とする資格は、組合員が職務を遂行する上で必要な専門的な資格とする。

(助成金の額等)

第 4 助成金の額は、受験等に要した費用(受検手数料、テキスト代含む。)の一部とし、3千円を限度とする。ただし、職業能力開発促進法の規定に基づく職業訓練指導員免許を取得するために必要な受検手数料等について、組合長は、執行部会に諮り条件を付して全額を助成することができる。

(助成の申請等)

第 5 助成の申請は、会計年度ごとに1回限りとする。

2 助成の申請等は、資格取得助成金交付申請書兼請求書(様式第1号)に資格取得のために要した経費に係る領収書又は支払金額が確認できる書類を添えて、受験等終了後速やかにしなければならない。

(助成金交付等)

第 6 組合長は、資格取得助成金交付申請書兼請求書の提出があったときは、助成金交付の可否を審査したうえで、速やか助成金を交付する。

(助成金の返還)

第 7 組合長は、助成金の交付を受けた者が偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたことが判明したときは、既に交付した助成金の全部をその者から返還させるものとする。

(その他)

第 8 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は組合長が別に定める。

附則 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附則 この改正は、令和4年4月1日から施行する。

様式第1号

年 月 日

西播建設業組合 組合長 様

申請者

住 所 _____

氏 名 _____

電話番号 _____

資格取得助成金交付申請書兼請求書

西播建設業組合 資格取得等助成要綱第5の規定により、次のとおり申請します。

対象資格	
資格の取得に要した期間	年 月 日 ~ 年 月 日
受験料、受講料等の 合計額	_____ 円
交付申請(請求)額	_____ 円

添付書類 ①領収書の写し又は支払金額が確認できる書類
(申請者が支払ったことがわかるもの)